

富士山火山噴火緊急減災対策砂防計画 [1/2]

1. 富士山火山噴火緊急減災対策砂防計画

火山噴火緊急減災対策砂防計画とは、火山噴火に伴う土砂災害の被害を軽減(減災)するため、噴火時に実施する緊急ソフト・ハード対策をとりまとめた計画。

(策定主体: 富士砂防事務所・山梨県・静岡県)

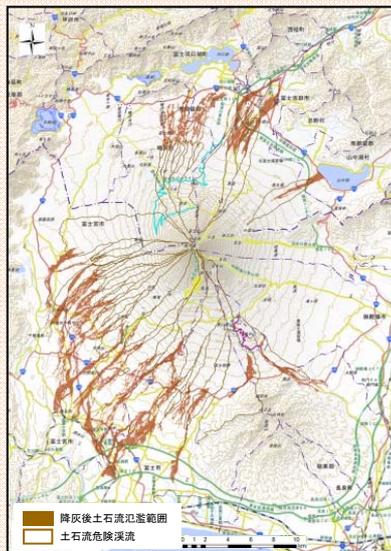
2. 対象とする土砂移動現象

計画の対象とする土砂移動現象は、降灰後の土石流、融雪型火山泥流、溶岩流の3種類

降灰後の土石流



雲仙岳1991年噴火

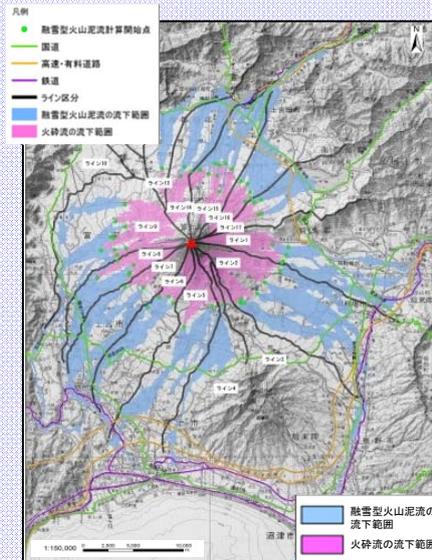


降灰後の土石流による想定範囲
小規模噴火(1,000万m³DRE)によって、
噴火後10年間繰り返し発生する土石流

融雪型火山泥流



十勝岳1926年噴火

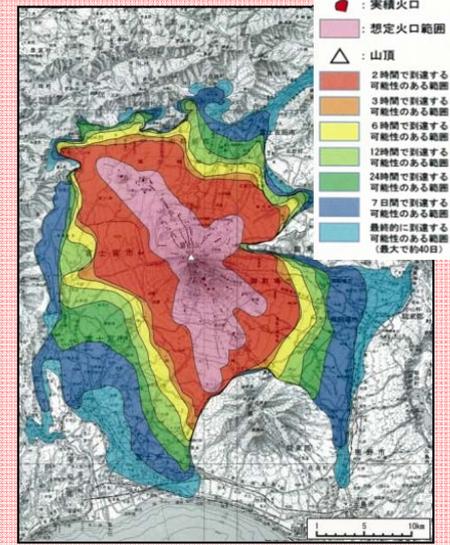


融雪型火山泥流による想定範囲
滝沢火砕流規模(240万m³)

溶岩流



三宅島1983年噴火



溶岩流による想定範囲
(富士山ハザードマップ検討委員会報告書
溶岩流可能性マップ)
大・中・小規模溶岩流を合成

3. 対策の考え方

- 平常時のハード対策(基本対策)は、基本的な土石流対策を進める。噴火時のハード対策(緊急対策)及びソフト対策は、3種類の土砂移動現象に対して、できる限りの減災対応に取り組む。
- 緊急時の減災対策は、限られた時間に限られた資機材を用いて迅速かつ効果的に実施する。そのために平時から準備を行う。
- 緊急時に対策を実施する期間は、噴火の前後数週間～2、3カ月を想定する。
- ソフト対策は、火山活動が高まった時点から必要な対応を開始し、ハード対策は、火口位置がある程度特定できた時点で、実施可能な対応を開始する。

4. 緊急ソフト対策

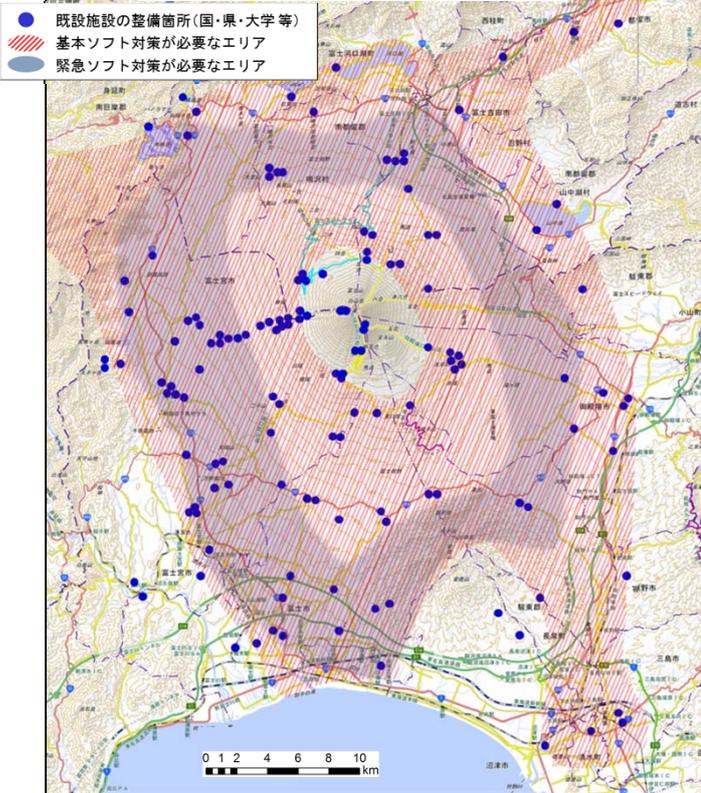
- 緊急ソフト対策は、**火山噴火時の状況把握**や**広域避難計画と連携した関係機関への情報提供**を行う。
- 火山活動の推移に応じて、以下を中心に実施する。
 - **土石流監視機器**等の緊急的な設置
 - **リアルタイムハザードマップ**による被害範囲等の想定(溶岩流)
 - **土砂災害防止法に基づく緊急調査**による被害範囲等の想定(土石流)
- 土砂移動現象の、想定到達範囲外で監視可能な箇所に、監視・観測機器を設置する。

5. 緊急ハード対策

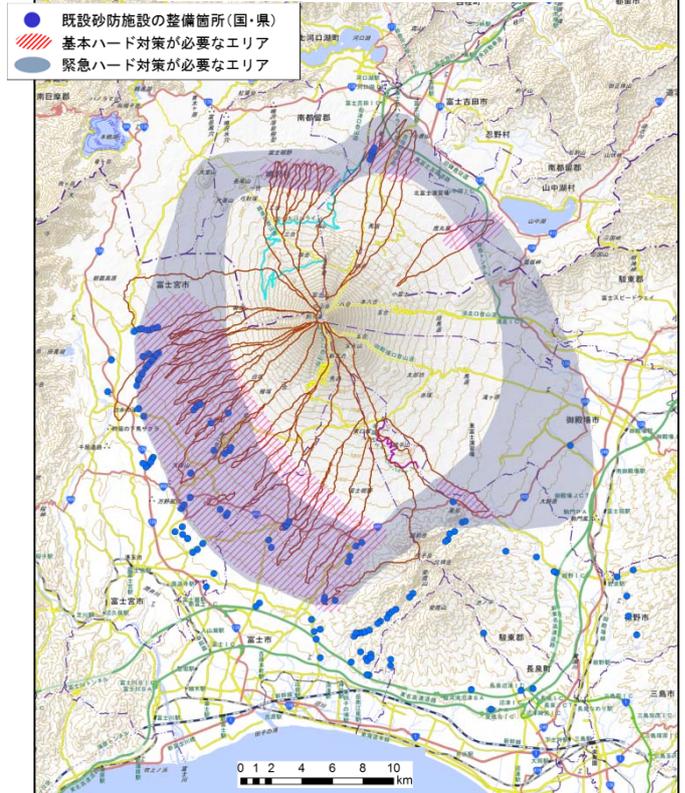
- 緊急ハード対策は、**効果が最大限発揮されるよう**、噴火の推移や予測される土砂災害、対策完了までの時間的猶予、実現可能性等を考慮し、実施箇所や**工種・工法を選定**する。
- 砂防設備がない場所では、**仮設堰堤**や**仮設導流堤**等の対策を検討する。
- 既存の砂防設備がある場所では、**除石や嵩上げ**により土砂捕捉量の増加を図る。さらに、**噴火活動の状況**に応じて、仮設堰堤や仮設導流堤等の対策を検討する。
- 原則として避難対象エリア外において実施するが、必要な場合は、**無人化施工**の活用も検討する。



基本ソフト対策と緊急ソフト対策 対策エリア



基本ハード対策と緊急ハード対策 対策エリア



6. 緊急減災対策の実行性向上に向けた取組

- 緊急時に実施する対策に必要な**法的な手続き**や、用地に関する**調整事項**等を把握し、**事前に調整**
- **関係機関との連携**や**情報共有**の強化
- 富士山噴火を想定した**防災訓練**、富士山噴火に対する**防災教育と広報**の実施
- 具体的な実施内容を**緊急対策カルテ**として整理し、記載内容については随時、更新